

学校法人淳心学園役員等の報酬並びに費用弁償の支給に関する規程

〔平成29年2月25日
理事会規程第73号〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人淳心学園（以下「学園」という。）の役員等が、学園の業務に従事した場合の報酬並びに理事会、評議員会に出席した場合の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員
- (2) 常勤役員等 役員等のうち常勤の者
- (3) 非常勤役員等 前号以外の役員等

(報酬の支給)

第3条 常勤役員等の報酬額は、別表第1のとおりとする。ただし、理事会、評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。

2 非常勤役員等のうち常勤に準じる役員等の報酬は、別表第2のとおりとする。ただし、理事会、評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。

3 非常勤役員等の報酬は、別表第3のとおりとする。ただし、理事会、評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。

(旅費の支給)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び学園の業務に従事するため旅行した場合には、学校法人淳心学園旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の旅費は、調整することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年3月18日改正し、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

常勤役員等の報酬額

理事長	月額 1 4 0 万円以内
理 事	月額 7 0 万円以内
監 事	月額 7 0 万円以内

ただし、理事には、学長、園長及び本部長を含まない。

別表第 2（第 3 条第 2 項関係）

非常勤役員等のうち常勤に準じる役員等の報酬額

理事長	月額 7 0 万円以内
理 事	月額 3 5 万円以内
監 事	月額 3 5 万円以内

常勤役員等の 5 0 % 以下を基準とするが、執務状況によって判断する。

別表第 3（第 3 条第 3 項関係）

非常勤役員等の報酬額

(1)

非常勤役員等のうち理事	月額 1 万円
-------------	---------

(2)

非常勤役員等のうち評議員	1 回 1 万円
--------------	----------